

実習実施要項

日本モンテッソーリ協会(学会)公認 モンテッソーリ教員養成コース

九州幼児教育センター・トレーニングコース

第 46 期生

モンテッソーリ教員免許の取得のためには、日本モンテッソーリ協会(学会)が定めるところに従い、コース指定の実習園での教育実習を含めた多様な実習を行い、実施報告を行うことが必須です。本科生の2年次実習は観察を含む3週間で実施します。

【 全員共通 】

- A. 自園での観察実習____ (計5日間)
- B. 教育実習園での実習____

A. 観察実習 (非参与観察) : 1学期中に、自園にて実施すること

意識的に「観察」を実習することによって、モンテッソーリの提唱する「観察」の重要性を再認識・実践する機会を設けます。自分自身では主観的になりがちな保育を、客観的な観察により再考するのが目的です。

1. 「モンテッソーリの観察」の講義内で学んだ非参与形式で、要項に基づいた観察実習を行うものとする。
2. 観察実習は1学期内に____・____・____の計__日間、自園(本人の担当クラス以外)または近隣の保育現場において、同一の子ども3人(____・____・____の____)を対象に行う。
3. 実習後、実習生は集中経過のグラフと観察記録を作成し、実習終了後_____にコースへ提出すること。
4. 観察実習を実施する時期は、_____とする。日程の詳細は、園長と相談の上決定してよい。

- ・観察実習 実施期間 : _____ ~ _____
- ・実習報告書 最終締め切り : _____

B. 教育実習 : 指定実習園で、2週の実習を行う

教育実習とはコース指定の実習園において子どもとの実体験を通し、一年次に学習してきたモンテッソーリ教育原理と実践を再確認することを主要な目的とします。その他、幼児教育並びに保育現場における多様な実情・事柄についても、出来る限り学習する事が望まれます。

1. 1週につき月曜日から金曜日まで指定された3人の子どもにのみ、実習生は作業提供しながら実習する。
実習生は作業時だけでなく、彼らの成長を援助することを最優先することが許されているので、園での生活すべてを通して3人の子どもとの人間関係を構築できるよう努める。実習は、回を重ねるにつれて子どもへの援助の困難度が上がっていく。
2. 実習中は毎日コースのスタッフ又はコース長の任じた指導者同席のもと、その日の実習内容について反省と考察を行う。受け身で与えられた課題をこなせばよいのではなく、子どもとのかかわりの中で自らの課題と向き合い、それを克服するための工夫や努力の姿勢が求められる。
3. 毎日の実習反省会の終了後、担当の子どもすべてについて報告書を作成する。
(5月配布の所定の用紙を毎回使用、各自コピーして使用する。)

4. すべての報告書は、実習修了後1週間以内に事務局あてに送付すること。
 - 1) 表紙に、「教育実習報告書」(研修時配布)を添付すること。(毎回使用、各自コピーして使用する)
 - 2) _____穴をあけ、_____後、送付する。
 - 3) 振替課題がある場合は報告書とは別途に綴じて(クリップ使用不可)、同封する。
 - 4) 封筒の表には「実習報告書在中」と明記し、内にも一筆そえる。
5. 指導印確認(出席表)について
実習中、実習生は出勤の時に毎日出席表に捺印をして、実習指導者の確認を受けること。
これは全実習終了後に、最終報告書と共にセンターに提出する。
教育実習の際には忘れずに持っていく、紛失しないようにする。

【実習園に緊急の事情が生じ、5日に満たない場合】

ただちにセンターに連絡して、振替課題の指示を仰ぐこと。

【教育実習における連絡教育実習における連絡】

1. 実習生は、教育実習について、**毎回の実習の_____までに**、必ず実習先の園長と連絡をとり指示を受けること。又、**実習_____までに**再度連絡をいれ、最終確認を行うこと。
2. 教育実習中の宿泊については、実習を行う園に詳細をたずね、宿泊場所(ホテル等)を確保することが必要になる。地域行事や観光シーズンなどと重なることがあるので、手続きは早めに行うこと。
3. 事故や疾病による長期入院や忌引きなどで実習に行けなくなった場合は、すみやかに_____及び_____に申し出たうえで、センターの指示を待つこと。

【実習中の心得】

1. 実習前は体調を十分に整え、実習園に迷惑をかけることのないよう万全の注意を払うこと。
園や近親者に感染症の罹患の疑いが発生した場合には速やかにセンターに連絡すること。
2. 実習の1週間前から朝夕の体温測定と行動記録を付け、接種証明と併せて実習園に持参すること。
これらは提示を求められたら、直ちに求めに応じなければならない。
3. コロナ禍の対策は実習園に確認し、マスク等の着用は指示に従うこと。
4. 実習中の変更事項は、どんなことでも、ただちにセンター事務局に報告すること。
5. 実習中のいかなる事故やトラブルに関して、当センターは一切の責任を負わない。社会人として責任をもって自己管理を行い、実習遂行に努力すること。
6. 教育実習園での実習を終えたら、必ず一週間以内に実習園園長ならびに指導教諭に礼状を出すこと。

【令和7年度教育実習実施園】

(令和5年3月現在)

幼稚園名	郵便番号	住所	TEL・FAX	園長・実習指導担当
あさひ幼稚園	734-0036	広島県広島市南区 旭2丁目 14-3	TEL 082-254-2153 FAX 082-254-6231	園長 村上 貞子